

光が丘第七小学校・田柄第三小学校 統合準備会(第3回) 要点記録

開催日時	平成20年8月4日(月)午後7時～午後8時50分	
会場	光が丘第七小学校 図書室	
出席者	委員	重田三夫、高橋義幸、松延茂、邊見茂、福澤志保、高橋明子、福田幸子、小山佐江子、相原幸一、小川典余、石井ひとみ、吉田君代、畑河内シメ子、上野勝弘、清水きよゑ、富永愛子、小嶺牧子、吉田昭、五十嵐藤吉(敬称略)
	その他	学校教育部長、施設課長、施設課学校施設係長
	事務局	新しい学校づくり担当課
傍聴者	1人	
案件	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合準備会(第2回)の要点記録の確認 2 閉校に伴う歴史の保存について 3 統合新校の大規模改修工事について 4 その他 	

1 統合準備会(第2回)の要点記録の確認

事務局

事務局が作成した「統合準備会(第2回)の要点記録(案)」の内容を、委員の方々に確認してもらいたい。訂正すべき点があった場合は、8月11日(月)までに事務局へ連絡してほしい。その後、新しい学校づくり担当課のホームページに要点記録を掲載する。

- 異議なし -

2 閉校に伴う歴史の保存について

〔閉校に伴う歴史の保存方法(統合記念室の設置、卒業記念作品の取り扱い、記念碑の設置)について、事務局から説明〕

【概要】

(1) 統合記念室の設置について

- ・学校跡施設活用の中で、8校の校旗・校章・校名板などを一括して保存・展示するスペースの確保を検討する。

- ・統合新校内に、歴史の一部を展示するコーナーを設けることも検討する。

(2) 卒業記念作品の取り扱いについて

- ・統合新校に、廃校となる2校分の卒業記念作品すべてを保存・展示することは不可能であるため、両校の卒業記念作品については、当面、現状のまま残す。
- ・すべての卒業記念作品の画像の電子データを、各統合新校において保管する。

(3) 記念碑の設置について

- ・設置しない。

副会長

はじめに、「統合記念室の設置」について、統合準備会の考え方をまとめたい。

委員

統合新校内に、歴史の一部を展示するコーナーを設けるのであれば、8校の歴史を一括して保存・展示するスペースは不要ではないか。

事務局

前回の各統合準備会において、8校の歴史を一括して保存・展示すべきとの意見を多くいただいたため、今回提案した。

委員

8校の歴史を一括して保存・展示し、かつ、統合新校内に展示コーナーを設けるとなると、両校の歴史を分けて納めることになる。統合新校にのみ保存・展示することはできないか。

副会長

事務局案では、8校の歴史を一括して保存・展示するスペースを確保することを前提としている。その上で、統合新校内に、統合記念室を設置する必要があるか否かについて協議したい。

委員

8校の歴史を一括して保存・展示するスペースは、確実に確保してもらえるのか。

事務局

教育委員会として責任を持って、スペースの確保にあたる。

施設課長

もし、統合新校内に、統合記念室を設置することになった場合、その位置については、学校と区が相談した上で決めたい。

副会長

統合新校内に、統合記念室を設置するスペースは確保できるのか。

会長

1 教室もしくは2分の1教室程度の面積であれば、確保できると思う。

委員

両校の歴史は、保護者・学校・地域が、児童に語り継ぐことで守っていけるのではないか。統合新校内に、大切なものを少し保存・展示できればよいと思う。

副会長

それでは、「統合記念室の設置」については、統合新校内に統合記念室は設置せず、例えば、校長室等に展示コーナーを設けるということによろしいか。

- 異議なし -

副会長

次に、「卒業記念作品の取り扱い」について、統合準備会の考え方をまとめたい。

委員

現状のまま残すと、統合新校の運営や跡施設活用の中で、撤去・処分される可能性がある。そのため、残すのではなく、一旦撤去し、しかるべき場所で保存してほしい。

副会長

校歌板は、唯一、両校とも卒業記念作品として制作しているものである。統合新校へ移設し、展示することはできないか。

委員

卒業記念作品を制作した児童の心情を考えれば、可能な限り現物を保存するべきではないか。

事務局

両校の校歌板を、統合新校内に展示することは可能だと思う。ただし、全ての卒業記念作品を統合新校に保存・展示することは、スペース面から非常に困難である。

委員

多くの卒業記念作品を保存・展示することによって、統合新校の運営に支障をきたす可能性がある。現物は残さないほうがよいのではないか。

委員

統合から数年間は、統合新校内に卒業記念作品を保存・展示してほしいが、数十年経過した後は、その時の統合新校の判断に委ねるべきだと思う。

委員

統合新校内に保存・展示用の教室を設けて、1か所にまとめておくと、将来、効率的に撤去・処分できるのではないかと。

施設課長

校歌板の大きさを考えると、教室内への搬入・展示は難しいため、踊り場や廊下等に展示する可能性が高い。

委員

「統合記念室の設置」に関する協議の中で、統合新校として使用しない学校のいずれかに、8校の歴史を一括して保存・展示するスペースを設けるという案が出されたが、そこに、卒業記念作品と一緒に保存・展示できないかと。

事務局

8校分の卒業記念作品を一括して保存・展示できる程広いスペースを確保することは、不可能だと思う。

副会長

他の3つの統合準備会では、どのような結論になったのか。

事務局

それぞれ、全作品を撤去・処分する、両校の作品を数点ずつ統合新校に保存・展示する、両校の作品を1点位ずつ統合新校に保存・展示する、といった結論に至っている。

副会長

光が丘第七小学校・田柄第三小学校統合準備会の考え方として「卒業記念作品の取り扱い」については、統合から数年間、両校の校歌板を統合新校に展示するというところでよろしいか。

- 異議なし -

施設課長

校歌板の展示場所は、安全性を確保する必要があるため、学校と区が相談した上で決めたい。

会長

最後に、「記念碑の設置」について、統合準備会の考え方をまとめたい。特に意見がなければ、事務局案に賛成するというところでよろしいか。

- 異議なし -

3 統合新校の大規模改修工事について

〔統合新校における大規模改修工事の概要（案）について、区（施設課長）から説明。〕

【概要】

(1) 大規模改修工事の基本的な考え方

- ・平成 22 年 4 月、統合新校は現光が丘第七小学校を仮校舎として運営を開始する。
- ・平成 22 年 4 月以降、現田柄第三小学校を空の状態にして改修工事を行い、工事終了後、本来の位置である現田柄第三小学校に戻る。
- ・統合時に必要な工事（普通教室の増に伴う工事、校名・校章変更に伴う工事など）を行う。
- ・今後、長期間使用する小学校としてふさわしい内容の改修工事を行う。
- ・必要な箇所について、耐震補強工事を行う。
- ・設備には、省エネ型の蛍光灯・空調機等を導入する等、環境に十分配慮する。

(2) 大規模改修工事の主な項目

- ・校舎については、屋上防水、外壁改修、内装改修、トイレ改修、普通教室・特別教室冷房化、給食室改修、耐震補強工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事などを行う。
- ・体育館については、床改修、外壁改修などを行う。
- ・プールについては、水槽改修、プールサイド改修などを行う。

(3) 設計期間

平成 20 年 8 月から平成 21 年 3 月まで。

(4) 工期

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで。工事の内容や進め方によって前後する。

(5) 大規模改修工事への要望に対する区の考え方について

- 1 (要望) 2 階と 3 階の教室とワークスペースの床を木床にしてほしい。
(回答) 要望の実現を図る予定である。
- 2 (要望) すべての特別教室にエアコンを導入してほしい。
(回答) 要望の実現を図る予定である。
- 3 (要望) 洋式トイレを増やしてほしい。
(回答) 洋式トイレを中心に設置する予定である。ただし、和式トイレへの要望もあるため具体的な数は、学校と相談した上で決定する。
- 4 (要望) トイレを明るくしてほしい。
(回答) 要望の実現を図る予定である。
- 5 (要望) 給食室の休憩室やトイレなどをきれいにしてほしい。
(回答) 要望の実現を図る予定である。
- 6 (要望) 衛生上、給食室のゴミ置き場の位置を変更してほしい。また、完全ドライ化してほしい。
(回答) 要望の実現を図る予定である。
- 7 (要望) 学年室はとても使いやすいので残してほしい。
(回答) 改修工事と直接関係のない要望であるため、今回、回答することは困難である。

- 8 (要望) 図画工作室と図工作品室を、近くに配置できないか。
 (回答) 学校と相談した上で決める必要があるため、今回、回答することは困難である。
- 9 (要望) 1階に開放図書室を設置してほしい。
 (回答) 学校全体の教室配置を考慮すると、要望の実現は困難である。
- 10 (要望) 図書開放を行う場合は、別棟を建設してほしい。
 (回答) 光が丘地区は、都市計画法等の制約から、建物の増築が困難な状況にある。そのため、要望の実現は困難である。
- 11 (要望) P T A室を1階に変更できないか。
 (回答) 前回の統合準備会において、委員から反対意見が出されたため、今回、統合準備会としての要望をまとめてもらった上で検討する。
- 12 (要望) 階段の幅を広くしてほしい。
 (回答) 検証の結果、基準は満たしているため、幅を広げる考えはない。
- 13 (要望) 緑化の一環として、ガラスに水分を溜めるコーティングを施し、校舎の外壁を溶岩パネルで覆ってほしい。
 (回答) 新しい技術であり、小学校の設備としてふさわしいか現時点では判断しかねるため、要望の実現は困難である。
- 14 (要望) 大きい荷物を運んだり、高齢者が乗ったりするため、エレベーターを設置してほしい。
 (回答) 建築物の増築にあたる。光が丘地区は、都市計画法等の制約から、建物の増築が困難な状況にあるため、要望の実現は困難である。
- 15 (要望) リサイクル用物を、現在より大きなものに取り替えてほしい。
 (回答) 建築物の増築にあたる。光が丘地区は、都市計画法等の制約から、建物の増築が困難な状況にあるため、要望の実現は困難である。
- 16 (要望) 南棟1階の階段下に倉庫を新設してほしい。
 (回答) 光が丘地区は、都市計画法等の制約から、建物の増築が困難な状況にあるため、要望の実現は困難である。
- 17 (要望) 体育館用および校庭用のトイレを設置してほしい。
 (回答) 建築物の増築にあたる。光が丘地区は、都市計画法等の制約から、建物の増築が困難な状況にあるため、要望の実現は困難である。
- 18 (要望) 校舎に死角が多いため、改築してほしい。
 (回答) 改築するためには、地域住民を含め、多くの関係者との調整が必要となるため、要望の実現は困難である。
- (6) 耐震改修に関する基本的な考え方について
- ・旧耐震基準に適合する(昭和56年以前に建てられた)建築物は、地震による倒壊等の被害が多い。
 - ・新耐震基準に適合する(昭和56年以降に建てられた)建築物は、地震による倒壊等の被害が少ない。
 - ・田柄第三小学校は、昭和52年3月に建築されており、旧耐震基準に適合している。耐震調査をしたところ、耐震補強工事の必要な箇所があったため、今回の大規模改修工事と併せて行う。

(7) アスベストの対応について

- ・平成 15 年度の調査の結果、露出した吹付け材について、アスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト）の含有はなかった。
- ・平成 20 年 2 月の調査の結果、露出した吹付け材について、新 3 種を含むアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト）の含有はなかった。

委員

図書室は、必ずしも 1 階になくてもよいのではないか。図書室の位置より、図書の内容の充実に力を入れてほしい。

施設課長

図書室の広さを変えることはできないが、可能な限り図書の充実を図っていく。

委員

体育館とプールとの間は死角が多く、危険な印象を受けるため、解消してほしい。

施設課長

死角があることによって、不審者が出現することのないように対策を講じる。例えば、プールには、目隠しを取り付けることを検討している。

委員

学校の体育館は、児童だけでなく地域住民も使用する。障害者や高齢者が利用することを考えると、体育館用トイレの設置は必須だと思う。

委員

体育館用トイレを設置するならば、センサーによって扉が自動開閉されるものにしてほしい。

施設課長

光が丘地区は、都市計画法等の制約から、トイレを体育館の外部に設置することは困難である。また、体育館内部への設置も、体育館の使用に支障をきたすため困難である。

委員

渡り廊下部分に設置すれば、建物自体の面積は増えないので、都市計画法等の制約を受けないのではないか。

施設課長

建物の面積が増えなくとも、制約は受ける。

委員

増築できる方法がないか、区で改めて調査してほしい。

委員

光が丘第七小学校は、建ぺい率に余裕があるように見受けられる。その部分を利用すれば、増築できるのではないか。

施設課長

建ぺい率や容積率は、光が丘地区全体で認定を受けているため、光が丘第七小学校の敷地に余裕があるように見えても増築は困難である。

委員

以前、光が丘公園の敷地内に設置されていた売店は、建て替えに伴い増築された記憶がある。増築できる方法が、何かしらあるのではないか。

委員

光が丘地区の建築物の増築の可否について、区はきちんと確認してくれたのか。

施設課長

増築はできないと確認している。

委員

使用していない飼育小屋を撤去し、その代わりに、体育館用トイレを設置できないか。

施設課長

飼育小屋の代わりに設置するとしても、地域住民を含め、多くの関係者との調整が必要となるため、実現は非常に困難である。

委員

体育館に扇風機を取り付けてほしい。

施設課長

小学校の体育館では、バトミントン等の扇風機が使用できない競技も行うため、扇風機を設置する考えはない。

委員

仮校舎として使用する光が丘第七小学校に、エアコンが設置されるのはいつ頃になるのか。

施設課長

平成 22 年の夏季までには設置する。

委員

体育倉庫は、改修するのではなく、建て替えてほしい。

施設課長

都市計画法等の制約から、建築物を建て替えることは困難である。

会長

プレハブの体育倉庫であっても、建て替えることができないのか。

施設課長

プレハブでも、体育倉庫程度の大きさであれば建築物として認定される。そのため、都市計画法等の制約を受ける。

委員

建築物については、建て替えはできないが、改修ならばできるという理解でよいか。

副会長

よいと思う。ただし、区には、本当に建築物を建て替えることができないのか、改めて調査してもらいたい。

委員

飼育小屋は、現在使用されていないようだが、統合後、光が丘第七小学校の小動物を引き続き飼育したいので、撤去しないでほしい。

施設課長

学校と相談した上で、要望を取り入れられるかどうか検討する。

事務局

仮校舎において、両校の校歌レリーフを展示するか否かについては、学校と区に任せてもらいたい。

施設課長

教室の配置について、意見・要望が特にないようであれば、前回提示した事務局案に基づいて、設計に入るとのことによるしいか。

- 異議なし -

4 その他

会長

次回の統合準備会の日程を決めたい。次回は9月30日(火)午後7時から、光が丘第七小学校で開催したいと思うがよろしいか。

- 異議なし -

会長

以上で、第3回統合準備会を終了する。